

次期計画に位置付ける項目等整理リスト

資料2-3

	項目	現状	制度的な背景や理由	対応
1	地域における高齢者、障害者、児童その他の福祉に関する共通事項	未記載	社会福祉法上で計画に定めるとされる事項（平成30年4月施行）	大柱すべてに共通する内容のため、柱としては出さない。
2	包括的な支援体制の整備に係る事業の実施の支援に関する事項	未記載	社会福祉法上で計画に定めるとされる事項（平成30年4月施行）	小柱で記載
3	自殺対策	未記載	自殺対策基本法改正【平成28年4月】都道府県・市町村に計画義務づけ。⇒夏以降、国のガイドライン→県の計画策定（現在の指針は更新せず）	生活困窮と並べて小柱で記載
4	再犯防止対策	未記載	再犯防止推進法が平成28年12月施行。秋以降、国の計画策定後、県も計画策定	矯正施設退所予定者の社会復帰に含めて記載
5	子どもの貧困対策	未記載	こどもの貧困対策推進計画（平成27～31年度）	生活困窮と並べて小柱で記載
6	生活困窮者の自立支援	中柱	生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）が平成30年4月に改正される	他の要支援対象と並べて記載
7	かながわ子どもみらいプラン（神奈川県）	未記載	平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートし、県子ども・子育て支援事業支援法に基づく計画、次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画をまとめて計画とした（平成27～31年度）	柱立てせず、個別に紹介
8	地域福祉コーディネーターの整理	小柱	生活支援コーディネーターやCSW(※)等のコーディネーター職種との役割分担を整理する必要がある	市町村や社協の育成等取組み状況踏まえ、県の事業内容を整理
9	民生委員・児童委員へのサポート	小柱	民生委員の担い手不足、業務負担が大。	県として何ができるか整理
10	成年後見制度利用促進事業	小柱	成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行（平成28年5月施行）。市町村は、成年後見制度利用促進計画の作成に努める。	県として何ができるか整理
11	新たな住宅セーフティネットの構築について	未記載	住宅セーフティネット法改正（平成29年4月公布）	「生活上の課題や福祉ニーズに対応するしくみづくり」に小柱で位置付ける
12	情報バリアフリーの推進	小柱	バリアフリーフェスタ、手話言語推進イベント実施（予定）	写真で紹介
13	かながわ憲章の普及	未記載	普及イベント「みんなあつまれ2017」実施	写真で紹介
14	災害対策	中柱	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク形成（災害時の人材派遣の調整他）	構成事業で追加
15	オリンピック・パラリンピックのに向けたボランティアの育成	未記載	2020年オリパラに向けた取組	「(新)ともに生きる社会の実現に向けた意識の醸成」に構成事業又は文章記載

※CSW: コミュニティソーシャルワーカー